

こまざわがわ  
駒沢川に関する治水・利水対策の方針 ～ 答申を受けて～

駒沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年6月24日）	駒沢川における総合的な治水・利水対策について（方針）
<p>1．駒沢川の治水対策</p> <p>委員会は、現在の治水計画における駒沢川の流域面積の決定方法、流出解析パラメータの決定方法に問題があり、これに伴って基本高水流量が過大であると指摘した。これに対して県は流域面積の見直しは必要であり、また基本高水流量の検討のためには基準点における流量観測が必要であるとの見解を示した。</p> <p>この流量観測には数年を要することから、委員会は、駒沢川における現行ダム計画を当分の間凍結して、流域面積の見直し、流量観測、基本高水流量の再検証などを含めて駒沢川の治水計画を根本的に再検証すべきであると判断する。</p> <p>なお、現在の駒沢川の治水安全度は、現行の基本高水流量に対して 1/10 確率程度の流下能力が確保されている。</p>	<p>長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申の趣旨を尊重し、ダムによらない利水対策を講ずるとした方針を踏まえ、長野県公共事業評価監視委員会に諮った上で現行のダム建設事業について中止とする。</p> <p>治水対策は、1 / 3 0 確率の治水安全度を目標とした河川改修とする。</p> <p>基本高水流量は、答申を尊重し、概ね 5 年間流量観測等を実施して検証を行なうこととし、その結果が出るまでは、維持管理等必要な対策を行なう。</p>
<p>2．駒沢川の利水対策</p> <p>水道水や農業用水の確保は、早急に対応すべき問題であり、治水計画の検討期間においても、利水対策を行う必要がある。</p> <p>このため、水道水については既設の水源と新規井戸の開発を組み合わせることにより確保し、農業用水の不足分については細洞ため池の拡張により補うという、部会において検討された「ダムなし利水案」を利水対策の基本方針として早急に対応すべきであると委員会は判断する。</p> <p>なお、細洞ため池の拡張だけでは、農業用水の必要量を確保するには十分ではない。このため、農地利用の実態を調査して農業用水の必要量を把握するとともに、渇水による水田等農作物被害に対する対策を考慮に入れて、対応を検討すべきである。</p> <p>この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って対応することを要請する。</p>	<p>利水対策を進めるにあたり、適正な水需要量の把握について辰野町と調整を行い、その上で答申に示された基本方針を踏まえ、辰野町と協調し取り組んでいく。</p> <p>農業用水の確保については、県は辰野町や地元農家などの意向を踏まえ、必要量調査や細洞ため池の現況調査、容量の拡張に向けての調整を進める。</p>
<p>（1）県の示した水道水源確保に係る支援策に従い、水道事業者に対する財政支援、特に新規水源の調査について協議し、協力すること。</p>	<p>新たな水源確保の調査等の実施方法、実施時期について辰野町と協議するとともに、財政面については、「水道水源確保に係る県の支援策」に基づき支援していく。</p>
<p>（2）霧訪山断層の破砕帯上にある細洞ため池の補強・拡張については、十分な調査を行なうと同時に慎重な技術的検討を行なうこと。</p>	<p>細洞ため池が断層破砕帯上にあるため、辰野町やため池管理者と協議し、堤体の安全性を確認するための調査の実施に向けて調整を進める。</p> <p>細洞ため池の拡張については、地元農家や地域住民の意向を十分踏まえ慎重に検討する。</p>
<p>（3）細洞ため池の補強・拡張に伴う地元負担について、関係者と協議しながら格段の配慮による財政的支援を検討すること。</p>	<p>補強工事は国庫補助対象となるが、拡張工事は国庫補助対象とならないため、実施にあたってはコスト低減を図るとともに、何らかの県の支援を検討する。</p>
<p>以上述べた対策を進めるに当たっては、住民参加の「流域協議会」を設置して、住民と行政が連携して対応していくことを提言する。</p>	<p>総合的な治水・利水対策を進めるにあたって、「流域協議会」の活用など、地域住民と行政との密接な連携を図る。</p>